

平成 25 年 12 月 10 日
公益財団法人 日本環境協会

「環境配慮型融資利子補給金交付事業」よくある質問と回答
(Q&A 集 : ver.8)

本 Q&A 集は、公益財団法人 日本環境協会（以下「当協会」という。）が作成・開示した環境配慮型融資利子補給金交付規程（以下「交付規程」という。）に規定されている手続き等に対し、金融機関からよく頂く質問を想定・整理し、回答を記載したものです。よって、今後、事業を運用していく中で、質問項目の追加や回答内容の改定等を行うことがあります。その際は、都度、指定金融機関に連絡をしますので、変更箇所をよく確認してください。

なお、環境省の平成 25 年度事業において「グリーンファイナンス促進利子補給金交付事業」（基金設置法人：一般社団法人 環境パートナーシップ会議）が実施されています。この事業は、政策目的等が異なる別事業であるため、運用方法等が異なる点がありますので、ご了承ください。

基本的事項

1-1. 利子補給金総額はいくらですか。

【答】

約 379 百万円です。なお、予算の範囲内において交付するものですので、状況により、今年度の途中でも募集を終了することがあります。また、来年度の予算措置の状況等により、平成 25 年度の予算の残りがあっても、今年度の募集を終了することがあります。

1-2. 利子補給の交付先は誰になりますか。

【答】

本事業では指定金融機関が利子補給の交付先となります。このため、融資先事業者に帰責される事由により交付取消しとなった場合であっても、交付した利子補給金の返還義務は、指定金融機関が負うこととなります。

1-3. どのような事業への融資が利子補給の対象となりますか。

【答】

交付規程第 4 条第 1 項第 4 号に規定する地球温暖化対策のための設備投資の事業です。よって、二酸化炭素吸収源対策は対象外となります。

利子補給

2-1. 融資上限額はいくらですか。

【答】

20 億円です。

2-2. 利子補給期間は何年ですか。

【答】

毎年度の予算措置を前提としますが、利子補給期間は、当該融資の開始の日から起算して3年を経過するまでの間（ただし、融資期間を超えないものとする。）となります。

2-3. 利子補給金の額はどのように計算されますか。

【答】

利子補給金の額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を上限とします。ただし、当該額の合計が基金の造成額を超える場合にあっては、基金の造成額の範囲内において算出するものとします。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高

B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

C 1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率

※貸付利率の3分の2が割り切れない場合

利子補給率は、小数点第4位以下を切り捨てます。

例1：契約利率1%の場合

$$1\% \times 2 \div 3 = 0.6666\ldots \rightarrow 0.666\%$$

例2：契約利率2%の場合

$$2\% \times 2 \div 3 = 1.3333\ldots \rightarrow 1\% \text{（上限1\%のため）}$$

また、貸付残高に利子補給率を乗じた後は、小数点以下を切り捨てます。

2-4. 融資の開始の日より、1年以内の据置期間が認められるとのことですが、据置期間の設定が認められた場合、具体的にはどのような返済となるのでしょうか。

【答】

1年間の据置期間が設定された場合、融資の開始の日から1年を経過した後に最初に迎える単位期間の末日から、元金の返済を開始していただきます。

7月11日から同年9月10日までの期間に開始された融資に係る第1回目の単位期間を9月10日までとした場合は第1回目及び第2回目について、3月10日までとした場合は第1回目のみ、元金の償還を行わなくてもよいということになります。

具体例は、巻末別紙1のとおりです。

2-5. 利子補給金の振込日は9月10日、3月10日とのことですが、休日の場合はいつ振り込まれるのでしょうか。

【答】

例外として、前営業日又は翌営業日を選択していただき、その選択した日に当該日までの利子補給支払額が振り込まれます。

前営業日又は翌営業日の選択については、指定金融機関ごとに、どちらかに統一してください。

申請

3-1. いつまでの融資が交付申請の条件になりますか。

【答】

原則として、平成26年1月10日までに、融資の開始の日が設定されているものが対象になります。なお、平成26年1月11日から同年2月120日までの期間に融資の開始の日を設定する融資であって、第1回目の単位期間を3月10日とする案件については、例外として認めます。(第1回目の単位期間を9月10日までとした場合、今年度中に交付決定することが出来ないため。)

上記の例外に該当する案件をご申請する場合、平成25年12月26日17:00までに事務局へ事前に御連絡をお願い致します。

なお、上記期日までに事前連絡がなかった案件の融資計画書は、御提出をいただいても受理しない場合もありますので御注意ください。

また、既払い分は利子補給の対象になりませんので御注意ください。

3-2. 融資計画書等の提出はいつからできますか。

【答】

指定金融機関の公募に際し、金融機関から提出された応募申請書を当協会で審査し、採択通知書を送付します。その後、当協会と金融機関との間で協定書が締結された後に融資計画書等を提出できることとなります。

融資計画書は、指定金融機関が融資先事業者と金銭消費貸借契約書を締結する日の2ヶ月前から10日前まで提出ができます。

なお、金銭消費貸借契約の契約日が融資計画書に記載されている予定日より、1ヶ月以上遅くなる場合は、方針決定を取り消す場合がありますので、融資計画書を提出される時期については御注意ください。

3-3. どのように案件を決定するのでしょうか。具体的にお教えてください。

【答】

融資計画書及びその添付書類(以下「融資計画書等」という。)の受理順で審査をします。なお、受理順としていますが、融資計画書等の不足及び不備がある場合は他の指定金融機関より先に提出されていても受理をいたしません。御提出前に必ず不足及び不備がないかの御確認をお願いいたします。また、交付規程で規定した書類に加え、提出書類の一覧表も御提出ください。

<融資計画書 添付書類>

- ① 当該融資に係る事業計画書(交付規程様式第2別紙1)
- ② 利子補給金交付請求予定一覧表(交付規程様式第2別紙2)
- ③ 融資先事業者の会社概要
- ④ 二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の現況(交付規程第4条第3項に規定する誓約達成の基準となる年度の二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量をいう。)及びその算出根拠に係る資料(融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの)
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、当協会が必要と認める書類
- ⑥ 提出書類の一覧表

3-4. 交付規程 様式第2別紙1「当該融資に係る事業計画書」について、「資金使途」欄はどのように記載すればよいですか。

【答】

利子補給の対象となる融資の資金が、地球温暖化対策のための設備投資に適切に使用されることを本欄の記載内容等から確認するため、工事地点や工事期間、設備の名称及び費用（複数ある場合は、設備ごとに記載すること。）、当該設備がどのように二酸化炭素排出量の削減に寄与するか（必要に応じ、当該設備のパンフレット等概要が分かるものを別添すること。）等を記載し、加えて、当該設備に対する工事請負業者等からの見積書の写しを御提出ください。なお、様式に収まらない場合は、巻末別紙2を参考に、別添資料を作成してください。

また、上記の見積書が、複数の設備等をまとめた一式となっている場合であっても、別添資料等から、二酸化炭素排出量等の削減効果を確認できる場合は、当該見積書の明細等は不要とします。

3-5. 「当該融資に係る事業計画書」に添付する見積書の写しについて、当該設備に係る仕様等の詳細が確定する前であり、見積書の提出が困難と融資先事業者から相談を受けています。他には、どのような書類が認められるでしょうか。

【答】

資金使途証明書など、指定金融機関の融資審査の際に、資金使途の確認のために用いた書類を御提出ください（融資計画書の提出時に当該書類の提出が困難な場合は、交付申請時での提出も可とします。）。また、後日、見積書の写しを御提出ください。ただし、見積書の写しを当協会にて確認した結果、不備が認められる場合は、交付決定の取消を行うことがあります。

3-6. 融資計画書提出前に事前相談ができますか。

【答】

事前相談を受け付けます。指定金融機関で申請条件等が判断できない場合や申請書の書き方及び提出書類の確認等について御相談下さい。

ただし、融資計画書等の受理順に審査を行いますので、事前相談をもって審査を開始するものではございません。

3-7. 2回目以降の利子補給金の申請はどのようにすればよいですか。

【答】

過去、当協会に造成された環境配慮型融資に係る基金による利子補給金交付事業では、交付申請は1回のみでしたが、本事業では、単位期間ごとに交付決定を受ける必要があります。ただし、本事業による交付決定を受けたことのある案件については、申請手続きの一部を簡略化しています。

具体的には、本事業による交付決定を受けたことのある案件については、単位期間ごとに、毎年7月10日、1月10日までに、交付申請書（添付資料は不要）を当協会に提出し、交付決定を受けてください。

3-8. 単位期間を平成26年3月10日とする案件の支払い手続きについてお教えください。

単位期間を平成 26 年 3 月 10 日とする案件で融資先事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後に交付申請書を提出し交付決定がでている場合は、以下の書類の流れを御確認いただき、それに添って書類の提出をお願い致します。

(指定金融機関からの提出書類)

【提出日：平成 26 年 2 月 20 日 (木) 17:00 まで】

利子補給の対象となる融資の実施状況に係る実績報告書 (様式第 7)

利子補給金請求予定一覧表 (様式第 7 別紙 1)

↓

(事務局からの通知書類)

利子補給金額確定通知書 (様式第 8)

利子補給金確定額一覧表 (様式第 8 別紙 1)

↓

(指定金融機関からの提出書類)

【提出日：平成 26 年 2 月 28 日 (金) 17:00 まで】

交付請求書 (様式第 9)

利子補給金交付額一覧表 (様式第 9 別紙 1)

↓

(事務局からの支払い)

振込日 (平成 26 年 3 月 10 日 (月))

3-98. 交付規程 第 4 条第 1 項の「融資の開始の日」とは具体的にいつの日を指しますか。

【答】

指定金融機関から融資先事業者に入付金が入金される日です。

3-109. 契約金利の上下限に制限はありますか。

【答】

上下限は設けておりませんが、本事業の適用が行われない場合と同条件としてください。利子補給を理由として、通常よりも金利を高く設定することはできません。

3-110. 変動金利は対象になりますか。

【答】

固定金利のみとし、利子補給期間中に金利が変動する融資は対象外となります。

3-124. 分割融資は利子補給対象になりますか。

【答】

対象となりません。

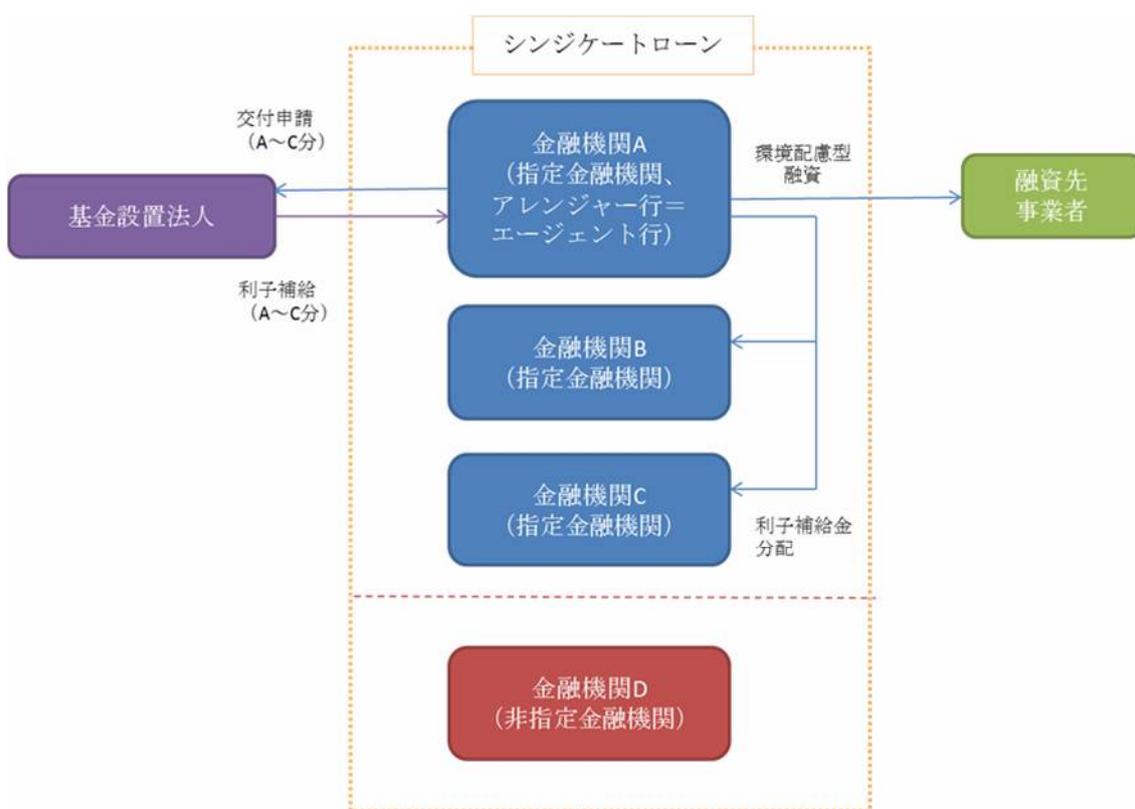
3-132. シンジケートローンでの融資案件は利子補給対象になりますか。

【答】

シンジケートローンにおける融資額が、融資上限額 (20 億円) の範囲内であり、そのうち、指定金融機関から構成される部分については対象とします。加えて、アレンジ

ヤー行（シンジケートローン組成幹事行）とエージェント行（事務取りまとめ行）が同一の指定金融機関であり、当該指定金融機関が融資先事業者に対し環境配慮型融資を行うことを条件とします。

利子補給金の交付はエージェント行に対して行うこと（名宛人はエージェント行のみ。）とします。このため、交付申請等の手続きに際しては、エージェント行が一括して行ってください。また、エージェント行は、利子補給金の他の指定金融機関への分配を適切に行ってください。なお、交付申請書等を御提出いただく際に、シンジケートローンの場合は提出書類の他に、幹事行名と参加行名を記載した書類を提出ください。



3-143. 複数行でのバイラテラル方式による融資案件は利子補給対象になりますか。

【答】

二酸化炭素排出量等の削減効果のダブルカウントを避けるため等の理由により、融資先事業者における同一の事業に対して、複数の交付決定は行いません。融資先事業者における同一の事業に対し、複数の指定金融機関が交付申請した場合は、先着順とします。

3-154. CMS（キャッシュマネジメントシステム。企業グループにおいて、親会社や金融子会社等が、グループ全体の現金や流動資産を一元的に管理し、グループ各社で生じる資金の過不足を調整することで、効率的な資金利用を図るもの。）での融資案件は利子補給対象になりますか。

【答】

以下の条件を全て満たす場合には、CMSを利子補給対象とします。

<条件>

- (1) 資金供給者から設備投資主体への資金の流れを明確にするための証明書類を提出すること。
- (2) 少なくとも資金供給者及び設備投資主体の両者を対象とした環境格付を行うこと（それ以外の主体が含まれても可。）。
- (3) 二酸化炭素排出削減について、少なくとも資金供給者及び設備投資主体の両者を含み、かつ以下3要件を満たした上で誓約をすること。
 - ① 誓約期間を通じて算定範囲が固定され、一貫した二酸化炭素排出量の管理がなされる。
 - ② 融資対象設備が二酸化炭素排出量の削減に寄与する。
 - ③ 資金供給者と設備投資主体との間に事業関連性がある。

3-165. CMSの場合、誓約範囲を事業所単位にすることはできますか。また、誓約達成の考え方はどのようになるのでしょうか。

【答】

以下の通りとします。

- ・ 資金供給者の誓約範囲は、事業者単位としてください。設備投資主体については、事業者単位、事業所単位のどちらでも誓約範囲とすることができるものとします。
- ・ 誓約達成の考え方については、以下の2通りのうち、どちらかを選択してください。
 - ① 資金供給者、設備投資主体ごとに誓約をし、それぞれが誓約を達成した場合に、全体としての誓約を達成したものとする考え方
 - ② 資金供給者及び設備投資主体における二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量を合成し、その改善／削減によって、誓約の達成を判断する考え方
- ・ ただし、上記の②を選択した場合、資金供給者及び設備投資主体は、二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量のどちらかの誓約内容に統一してください。また、二酸化炭素排出原単位に統一した場合は、4-12の考え方に準じて達成を判断するものとします（具体例は、以下を参照。）。二酸化炭素排出量に統一した場合は、両者の排出量を単純合計し、その削減率で達成を判断するものとします。

○ 設備投資主体が事業所単位を選択し、二酸化炭素排出原単位5%改善での誓約に統一した場合の例

番号	事業者	事業者ごとのCO2排出量原単位等の計算						
		CO2排出量 (t-CO2) ①	①の 構成割合 (%) ②	CO2排出量 原単位分母 ③	CO2排出量 原単位 ④=① /③	基準年度の CO2排出量 原単位 ⑤	CO2排出量 原単位の対 基準年度比 (%) ⑥=④ /⑤×100	CO2排出量 原単位の対 基準年度比 の寄与度 (%) ⑦=⑥× ②/100
1	A社 (資金供給者)	9,500	95	95 販売数量 [単位: t]	100	103	97.1	① 92.2
2	B社のb事業 所 (設備投資主 体)	500	5	50 延床面積 [単位: m ²]	10	30	33.3	② 1.7
事業者全体		⑧ (合計) 10,000	100%	/	/	/	⑧=①+② 改善率= 100%-⑧	93.9 6.1

⇒ 改善率が基準年度比で5%を超えているため、達成。

3-176. 手許資金で支払をした費用を融資額の算定に当たって計上することはできますか。

【答】

本事業では、利子補給金の交付によって、地球温暖化対策のための設備投資を促進するという事業目的等の観点から、手許資金で支払をした費用を融資額の算定に当たって計上することは認められません。

3-187. 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用する予定の事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。

【答】

利子補給により、融資先事業者における二酸化炭素排出量の削減を促進するという観点から、発電した電気をすべて系統に送電する配線にする場合（発電量全量を売電対象とする場合）は利子補給対象外となります。それ以外（余剰売電の場合）は、対象となります。

3-198. 他の補助金との併用は可能ですか。

【答】

本利子補給事業においては、二酸化炭素排出量等の削減効果のダブルカウントを避けるため等の理由により、以下の通り、他の補助金との併用を認めておりませんが、他の補助金において、その補助目的や性質上併用を認める制度もありますので、当協会まで個別に御相談下さい。

- ・同一設備投資への、国の他の補助金の併用は不可（異なる設備投資への、省エネ・二酸化炭素削減目的以外の国の他の補助金の併用は可能）
- ・都道府県、市町村による補助金は併用可（原資が国からの補助金の場合は併用不可）

3-2049. 信用保証協会による保証付融資について、利子補給を受けることは可能ですか。

【答】

信用保証協会による保証付融資も、利子補給の対象となりますが、例えば、融資先事業者における返済が困難になり、信用保証協会から代位弁済を受ける場合等であっても、交付規程第20条第5項の取消事由に該当し、利子補給金の返還を命じる可能性があります。また、融資金の資金使途は、地球温暖化対策に係る設備投資に限られ、信用保証料等に充てることはできませんので、御注意ください。

3-210. グリーン投資減税との併用はできますか。

【答】

グリーン投資減税については、平成25年度税制改正において、国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等したものは、グリーン投資減税の対象外とされています。本事業における利子補給金においても、上記の「補助金等」に含まれると解釈される可能性があるため、御注意ください。

3-224. 学校法人や医療法人等が行う事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。

【答】

本事業では、民間事業者が行う事業を対象としております。よって、融資先事業者が民間事業者であれば対象となります。(学校法人及び医療法人である場合は、国公立は対象外となります。)

3-232. 社会福祉法人やNPO法人が介護福祉施設を運営していることがあります。その団体が地球温暖化対策のための設備投資を行う事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。

【答】

対象となります。予め融資計画書提出前に団体の種類(社会福祉法人或いはNPO法人等)を当協会に御連絡ください。

3-243. 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人が地球温暖化対策のための設備投資を行う事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。

【答】

対象となります。予め融資計画書提出前に団体の種類(特例民法法人或いは一般社団法人等)を当協会に御連絡ください。

誓約

4-1. 誓約期間は何年ですか。

【答】

誓約期間は、融資の開始の日の属する誓約単位年度(原則として、4月1日から翌年3月31日まで)又はその翌誓約単位年度から起算して3年度又は5年度の間とします。

4-2. 誓約する二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量を把握する範囲はどこまでですか。

【答】

事業者単位と事業所単位が選択できます。事業者単位とは、法人格の範囲を指し、事業所単位とは、融資の対象となる設備が設置されている事業所を指します。なお、事業所単位を選択する際には、以下の点に御注意ください。

- ・同一敷地内に A・B・C の 3 工場と D の事務所がある場合は、A～D の全ての建物が対象となります。
- ・異なる敷地 A・B に、それぞれ a・b 工場がある場合は、a 工場、b 工場をまとめて、事業所単位として設定することも可能とします。(なお、事業者単位を選択することも可能です。)
- ・なお、上記のどちらの場合であっても、誓約期間を通じて算定範囲を固定し、一貫した二酸化炭素排出量の管理を行ってください。

4-3. 誓約はどのように選択すれば良いのですか。

【答】

下記①～④の中から 1 つ選択し、さらに事業者単位又は事業所単位を選択し、交付規程様式第 2 別紙 1 に御記入ください。

- ① 誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出原単位（排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値（売上高等）で除した数値をいう。以下同じ。）を 3 % 以上改善すること。
- ② 誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出量を 3 % 以上削減すること。
- ③ 誓約単位年度 5 年度の間、二酸化炭素排出原単位を 5 % 以上改善すること。
- ④ 誓約単位年度 5 年度の間、二酸化炭素排出量を 5 % 以上削減すること。

4-4. 誓約の基準年度はいつですか。

【答】

二酸化炭素排出削減に係る基準年度については、原則として平成 24 年度の排出量のデータを使用してください。

ただし、平成 24 年度の排出量データが算出されていない等により使用できない場合のみ、平成 23 年度のデータを利用することも可能です。

4-5. 誓約書について、書式がありませんが、指定金融機関で作成してよいでしょうか。

【答】

本事業では、融資先事業者が指定金融機関に対して誓約をしていただくため、書式は特に定めておりません。ただし、書式において、誓約期間（3 年度又は 5 年度）、二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量、事業者単位又は事業所単位のどちらを選択したかが確認できるようにしてください。

4-6. 融資計画書及び事業効果報告書提出時の二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の現況及びその算出根拠に係る資料（融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの）の提出についての指定はありますか。

【答】

原則として巻末別紙3のとおりです。

なお、上記の算出根拠に係る資料については、融資計画書を提出する時、また二酸化炭素排出量削減の誓約を達成した際の事業効果報告書を提出する時の2回、併せて提出していただきます。（毎年度の事業効果報告書の提出の際には、算出根拠に係る資料の提出は不要です。）

4-7. 誓約期間中の二酸化炭素排出量の算定に当たり、二酸化炭素排出係数は固定するのですか。

【答】

算定に使用する二酸化炭素排出係数は原則として以下の①とします。ただし、従来より固定係数で二酸化炭素排出量を算出している等の理由がある場合は②を選択することも可能です。どちらを選択したかは、交付規程様式第2別紙1に御記入ください。

いずれを採用した場合にも、誓約を達成するまでは、最初に選択した算定方法を途中で変更することは原則として認められません。

- ① 省エネ法又は温対法に基づく各企業算定値（最新の排出係数を反映したもの）
- ② 排出係数を基準年度から固定した各企業算定値

4-8. 誓約期間内は、協会から事業状況報告書の提出依頼があるのでしょうか。

【答】

当協会から依頼文書は送付いたしません。指定金融機関で管理し交付決定通知書（様式第5）に記載されている提出日までに事業状況報告書（様式第13）を提出してください。

4-9. 事業所単位で誓約する場合、当該事業所を新設ビル・工場のみで申請することはできますか。

【答】

本事業では、過去の二酸化炭素排出量等の実績から誓約基準年度を設定するため、新設ビル・工場のみを事業所単位として誓約することはできません。事業者単位で誓約してください。

4-10. 同一敷地内に複数の建物があり、その敷地内において新設ビル・工場を建設する場合、当該建物を含め、誓約範囲として事業所単位を選択することはできますか。

【答】

同一敷地内で一貫した二酸化炭素排出量の管理が行われる場合は選択できます。

4-11. 原単位の削減で誓約をした場合、原単位を2つ設定してもよろしいでしょうか。なお、省エネ法の原単位も2つ記載しています。

【答】

省エネ法で認められている場合、又は事業者の業務において、その内容や性質等が異なるものがあり、原単位をそれぞれ設定することが合理的である場合は選択できます。

（例）小売業：営業時間で除した数値／本社（管理部門）：延床面積で除した数値

4-12. 原単位を2つ設定した場合、誓約達成の考え方はどのようになるのでしょうか。

【答】

省エネ法に基づく定期報告書での考え方に準拠し、以下の通りとします。

- ・各事業分類ごとのCO₂排出量の構成割合…⑥を算出。

$$B = \text{⑥} / \text{④} \times 100$$

- ・各事業分類ごとにCO₂排出量原単位…⑦及び同原単位の対基準年度比…⑧を算出。

$$\text{⑦} = \text{④} / \text{①} \quad \text{⑧} = \text{⑦} / \text{②} \times 100$$

- ・各事業分類ごとに、「CO₂排出量の構成割合」と「原単位の対基準年度比」を掛け、各事業分類ごとの原単位の対基準年度比の寄与度…⑨を算出。

$$\text{⑨} = \text{⑥} \times \text{⑧} / 100$$

- ・各事業分類ごとの寄与度を合計して「原単位の対基準年度比の寄与度の合計値」…⑩を求め、事業者全体の原単位の対基準年度比とする。

$$\text{⑩} = \text{⑨} + \text{②}$$

- ・基準年度(100%)と「原単位の対基準年度比の寄与度の合計値」を比較し、3カ年3%(又は5カ年5%)改善された場合、達成と見なす。

$$\text{改善率} = 100\% - \text{⑩}$$

○ 基準年度（平成 24 年度）、誓約期間（平成 25 年度より 5 カ年 5 %）と仮定した場合の例

番号	事業分類	事業分類ごとの CO2 排出量原単位等の計算						
		CO2 排出量 (t-CO2) ①	①の 構成割合 (%) ②	CO2 排出量 原単位分母 ③	CO2 排出量 原単位 ④=①/ ③	基準年度の CO2 排出量 原単位 ⑤	CO2 排出量 原単位の対 基準年度比 (%) ⑥=④/⑤ ×100	CO2 排出量 原単位の対 基準年度比 の寄与度 (%) ⑦=②× ⑥/100
1	〇〇販売業	9,500	95	95 販売数量 [単位：t]	100	103	97.1	① 92.2
2	主に管理事務を行う本社等	500	5	50 延床面積 [単位：㎡]	10	30	33.3	② 1.7
事業者全体		⑧ (合計) 10,000	100%	/	/	/	⑧=①+② 改善率= 100%-⑧	93.9 6.1

⇒ 改善率が基準年度比で 5 %を超えているため、達成。

4-13. 誓約期間の 1 年目に誓約が達成され事業効果報告書を提出し、承認通知書を得た場合は、2 年目以降は事業状況報告書する必要はないのでしょうか。

【答】

誓約の達成・未達成に関わらず、誓約期間（3 年間又は 5 年間）内は事業状況報告書（様式第 13）の御提出は義務となっています。誓約が達成された後も引き続き二酸化炭素排出量の削減に努めていただきますようお願い致します。

二酸化炭素排出量の削減の取組状況等の確認

5-1. 資金使途及び工事完了の確認はどのようにすればいいですか。

【答】

金融機関における資金使途及び工事完了の確認方法で確認していただきます。

交付決定の取消

6-1. どのような場合に交付決定が取り消されるのでしょうか。

【答】

交付規程第 20 条第 1 項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消される場合があります。例えば、交付申請書等に虚偽の記載をした場合等が想定されます。

6-2. 交付規程 第 20 条第 1 項第 4 号の「やむを得ない特段の事情」について具体例をお教えてください。

【答】

具体例としては、天災地変（地震等）などが該当します。

6-3. 交付規程 第20条第1項第5号に関し、具体例をお教えてください。また、カッコ内に指定金融機関・事業者の責めに帰すべき事情によらない場合は除くと記載されていますが、この場合は倒産も含まれていますか。含まれる場合、融資先事業者が倒産した時点までは利子補給が受けられますか。

【答】

具体例としては、天災地変（地震等）により融資先事業者の事業が継続できなくなった場合などが該当します。

また、倒産理由が指定金融機関又は融資先事業者の責に帰すべき事情によらない場合は、第20条第1項第5号には該当しません。著しい経済事情の変動等の客観的な事情の変更が理由である場合には該当します。利子補給が受けられる時点もケースにより異なります。

その他

7-1. 交付規程 第1条の「その他の法令」とはどのようなものが想定されますか。

【答】

例えば、公職選挙法（第199条2項）や政治資金規正法（第22条の3第1項）では、国からの利子補給等に関する規定を設けている法律もありますので、指定金融機関におかれては、融資にあたり法律上の懸念が生じる可能性がある場合には、融資先事業者に対し、その顧問弁護士等へ相談をするよう促してください。

7-2. 交付規程 第16条の融資条件等変更承認申請書を提出しなければならないときは、どのようなときですか。

【答】

償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の融資条件の他、当協会に提出した書類における二酸化炭素排出量の算定の誤り等を修正する場合等においても、変更承認申請書を提出してください。

7-3. 交付規程 第22条第2項の「指定金融機関は、区分した経理・・・その他の関係書類を誓約に係る期間の終了日から5年を経過するまでの間保管しなければならない。」とはどのようなことですか。

【答】

当協会から発出した交付決定通知書等のほか、融資先事業者から受領した二酸化炭素排出量の算定に関する資料等についても、誓約に係る期間の終了日から5年を経過するまでの間保管してください。

7-4. 融資対象の設備投資の要件をお教えてください。

【答】

地球温暖化対策に係る設備投資であって、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に工事を開始するもの。
- ② 平成27年3月31日までに工事が完了するもの。
- ③ 融資の開始の日までに工事を開始している場合は、融資の開始の日の時点において工事が継続していること。
- ④ 全ての工事が一体のものであり、一貫性があると認められるもの。

7-5. 交付規程第4条第1項(4)④について、一体性・一貫性の有無はどのように判断すればよいでしょうか。

【答】

本規定を満たすかどうかは、工事の時期、設備投資を行う場所、導入する設備の種類、事業者における設備投資等の計画上の位置づけ等を勘案し、当協会にて総合的に判断することとしています。判断に当たっては、申請案件の内容等に応じて個別に判断していますが、例えば、以下のようなケースでは、一体性・一貫性があると認められる場合があります。判断に迷う場合には、当協会まで個別に御相談下さい。

- ・複数の店舗を有する事業者において、同時期に、複数の店舗で、高効率な照明や空調機器に更新するケース。
- ・同一の設備投資等の計画に位置づけられる、省エネタイプの新店舗の建設と既存店舗の設備更新を実施するケース。

7-6. 金銭消費貸借契約前に工事が完了した案件は申請できるのでしょうか。

【答】

できません。

7-7. 方針決定通知後、融資計画書申請時点より利子補給額が減額になる変更(実行日が後日になる、利率低下など)は認められますか。

【答】

変更内容が妥当であれば認められます。ただし、方針決定は融資計画書に基づいて行いますので、交付申請と融資計画書の内容が著しく異なる場合は、交付決定を行わない可能性があります。

また、金銭消費貸借契約の契約日が融資計画書に記載されている予定日より、1ヶ月以上遅くなる場合は、方針決定を取り消す場合がありますので御注意ください。

7-8. 利子補給期間の金利の固定化が条件とされています。利子補給期間終了後に、融資期間の短縮もしくは金利を変動に変更するなどの融資商品は利用可能でしょうか。この場合金銭消費貸借契約書の利子補給期間中の金利は出来上がり金利で記載されていることを前提としています。

【答】

可能です。

7-9. 過去、協会に造成された環境配慮型融資に係る基金、又は環境省が基金設置法人を経由しないで実施していた類似の利子補給事業により利子補給金を受けており、既に誓約を達成している事業者への融資は対象になりますか。

【答】

誓約を達成している場合は対象になります。

7-10. 一指定金融機関につき、複数の利子補給金の振り込み先口座を指定することはできますか。

【答】

原則として、一指定金融機関一口座になります。

7-11. 東北地方を拠点にしている事業者が申請をする場合、平成23年度の二酸化炭素の排出量が事業の停止などにより過去と比べて少なく、平成24年度の二酸化炭素の排出量算定結果が出ていない場合は、平成22年度以前の二酸化炭素の排出量又は複数年度の平均値を基準とするなど別の方法で申請ができるのでしょうか。

【答】

できません。平成24年度の二酸化炭素の排出量が確定していない場合は、平成23年度の算定結果を使用してください。申請時に基準年度の二酸化炭素の排出量が確定していない場合は申請できませんので注意してください。排出原単位でも誓約できますのでご検討ください。

7-12. 金銭消費貸借契約書への貸付利率の記載ですが、例えば1.5%の融資契約利率で1%が利子補給率になる場合、1%ではなく1.5%と融資契約利率を記載するかたちでよろしいでしょうか。

【答】

そのとおりです。当協会では金銭消費貸借契約書に記載されている利率を貸付利率とし、利子補給率を計算します。なお、利子補給金については融資先事業者の利息に充当をお願いします。

7-13. 利子補給期間中に、融資先事業者が合併やM&A、会社分割等、事業再編を行った場合はどうなりますか。

【答】

基本的には、融資金の返済義務を負う者に、融資計画書の実施責任等が引き継がれており、その状況を指定金融機関が確認できることが必要となりますが、変更承認申請書（交付規程第16条）等の手続きが必要となることが考えられますので、事業再編が行われる可能性が判明した場合には、速やかに当協会に御相談ください。

7-14. 交付規程 第23条第1項の「必要があるとき」について、協会においてどのような場合に調査等が行われるのかお教えてください。

【答】

例えば、会計検査院等の求めがある場合に、融資先事業者から提供を受けた資料等の提出を、指定金融機関に求める場合があります。

7-15. 金銭消費貸借契約書上に、貸付利率を記載する欄がないのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

【答】

金銭消費貸借契約書の様式上、貸付利率を記載する欄がない場合（貸付利率の設定方法が、基準金利にスプレッドを加算する形であり、かつ当該スプレッドの記載欄しかない場合など）は、金銭消費貸借契約後、手書きで貸付利率を明記して当協会に提出してください。

7-16. 平成25年度に指定金融機関の指定を受けましたが、平成26年度も指定金融機関の申請をする必要がありますでしょうか。

【答】

平成26年度の予算措置の状況等にもよりますが、平成25年度に指定金融機関の指定を受けた金融機関であっても、次年度に改めて申請をしていただきます。

別紙 1

元金償還を1年据え置いた場合の例

<融資条件>

- ・融資金額：1億円
- ・1回当たりの元金償還金額：1千万円
- ・利子補給率：0.666%（契約利率1%×2/3=0.6666...）

例1：融資の開始の日が平成25年7月11日で、第1回目の単位期間を平成25年9月10日までとした場合

単位期間の末日	利子補給金の算定期間	元金の償還	利子補給金額	利子補給金額算定式
H25.09.10	H25.07.11～H25.09.10	なし	¥113,128	1億円×62日÷365日×0.666%
H26.03.10	H25.09.11～H26.03.10	なし	¥330,263	1億円×181日÷365日×0.666%
H26.09.10	H26.03.11～H26.09.10	あり (H26.07.11を過ぎたため、元金償還開始)	¥335,736	1億円×184日÷365日×0.666%
H27.03.10	H26.09.11～H27.03.10	あり	¥297,236	9千万円×181日÷365日×0.666%

例2：融資の開始の日が平成25年7月11日で、第1回目の単位期間を平成26年3月10日までとした場合

単位期間の末日	利子補給金の算定期間	元金の償還	利子補給金額	利子補給金額算定式
H26.03.10	H25.07.11～H26.03.10	なし	¥443,391	1億円×243日÷365日×0.666%
H26.09.10	H26.03.11～H26.09.10	あり (H26.07.11を過ぎたため、元金償還開始)	¥335,736	1億円×184日÷365日×0.666%
H27.03.10	H26.09.11～H27.03.10	あり	¥297,236	9千万円×181日÷365日×0.666%

別紙2

交付規程 様式第2別紙1「当該融資に係る事業計画書」の資金使途欄に係る別添資料の例

○資金使途に係る別添資料

設備の名称	費用	工事地点	着工	完工
××店舗改修事業 (内訳) 照明設備 ■■社製 xx-xx △台 ■■社製 yy-yy ▲台 空調設備	1億円 1億円	東京都千代田区 霞が関〇-〇	H25 ○/○	H26 ○/○
計	2億円			

設備の概要等	
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・低消費電力タイプ(従来型比〇%改善)の照明器具(別添パンフレットご参照)への更新。 ・照度センサー、人感センサーの導入による省エネ化。
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネタイプの高効率機種(従来型比〇%改善する▲▲社製 zz-zz(別添パンフレットご参照)と同等以上の省エネ効果を有する設備を導入予定)への更新。 ・全熱交換器の採用による、冷暖房の熱ロスの削減。

別紙3

二酸化炭素排出量及び二酸化炭素排出原単位分母（原単位で誓約した場合のみ）の現況及びその算出根拠に係る資料

融資計画書の提出時には基準年度の、事業効果報告書提出時には誓約達成年度の下記資料を提出してください。

<二酸化炭素排出原単位で誓約する場合>

		最新の CO2 排出係数を使用する場合 (変動を選択)	基準年度と同じ CO2 排出係数を使用する場合 (固定を選択)
省エネ法の特定事業者又は特定連鎖化事業者（事業者単位で誓約する場合） 又は 省エネ法のエネルギー管理指定工場（事業所単位で誓約する場合）	省エネ法の定期報告書と <u>同じ</u> 原単位を使用する場合（※1）	① 表紙（※2） ② 省エネ法の定期報告書の写し（※3）	① 表紙（※2） ② 省エネ法の定期報告書の写し（※3） ③ CO2 排出量の計算表（※6）
	省エネ法の定期報告書と <u>異なる</u> 原単位を使用する場合	① 表紙 ② 省エネ法の定期報告書の写し ③ 原単位算出分母の算出根拠に係る資料（※4）	① 表紙（※2） ② 省エネ法の定期報告書の写し（※3） ③ CO2 排出量の計算表（※6） ④ 原単位算出分母の算出根拠に係る資料（※4）
上記以外の事業者又は事業所		① 表紙（※2） ② 省エネ法の定期報告書に準ずる資料（※5） ③ CO2 排出量の計算表（※6） ④ エネルギー使用量の根拠資料（※7）	

<二酸化炭素排出量で誓約する場合>

	最新の CO2 排出係数を使用する場合 (変動を選択)	基準年度と同じ CO2 排出係数を使用する場合 (固定を選択)
省エネ法の特定事業者又は特定連鎖化事業者（事業者単位で誓約する場合） 又は 省エネ法のエネルギー管理指定工場（事業所単位で誓約する場合）	① 表紙（※2） ② 省エネ法の定期報告書の写し（※3）	① 表紙（※2） ② 省エネ法の定期報告書の写し（※3） ③ CO2 排出量の計算表（※6）
上記以外の事業者又は事業所	① 表紙（※2） ② 省エネ法の定期報告書に準ずる資料（※5） ③ CO2 排出量の計算表（※6） ④ エネルギー使用量の根拠資料（※7）	

※1 省エネ法の定期報告書と同じ原単位を使用する場合とは、省エネ法の定期報告書に記載したエネルギー使用量と密接な関係を持つ値と同じ値を、二酸化炭素排出原単位分母として使用する場合を指します。

※2 表紙には、当該資料が誓約単位の CO2 排出原単位又は CO2 排出量に相違がない旨並びに融資先事業者の事業者名及び代表者氏名を記載し、代表者の印を押してください。

※3 省エネ法の定期報告書の写しについては、必ず全ページを添付し、二酸化炭素排出原単位分母（原単位で誓約した場合のみ）及び二酸化炭素排出量の記載箇所がわかるように付箋を付けるなどしてください。

- ※4 原単位算出分母の算出根拠に係る資料は、原則として法律に基づいて作成した資料とします。(例：売上高の場合は損益計算書など。)
- ※5 省エネ法の定期報告書に準ずる資料については、以下のツールを利用するなどして作成してください(当協会が作成した書式(指定金融機関に採択後に別途送付)をご利用いただくことも可能です。)
- ・省エネ法 定期報告書作成支援ツール
http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/teiki_shien_tool.htm
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 報告書作成支援ツール
<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/tool>
- ※6 CO2 排出量について、エネルギーの種類別のエネルギー使用量及びCO2 排出係数が分かるよう、一覧表にまとめてください(当協会が作成した書式(指定金融機関に採択後に別途送付)をご利用いただくことも可能です。)。電力については、電力会社別の電力使用量が分かるようにしてください。なお、最新のCO2 排出係数は環境省のHPの算定方法・排出係数一覧でご確認ください。
- <http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>
- ※7 エネルギー使用量の根拠資料とは、電気・ガス等の請求書等とします(ただし、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証を取得している融資先事業者であって、誓約の範囲に多数の店舗・支店等を含み、大量の請求書があるため、その原本の収集が困難である等の合理的な理由があると認められる場合に限り、電気・ガス等の請求書に代えて、当該事業者が作成したエネルギー使用量を管理した帳票を提出することができるものとします。なお、原則として、当該環境マネジメントシステムの認証を取得していない事業者は、本取扱いを認めませんが、実質的な環境マネジメントシステムの有無等を当協会が個別に勘案し、例外的に認める場合があります。)
- なお、エネルギー使用量の根拠資料の提出が困難である場合には当協会に御相談ください。例えば、多数の請求書があるなど、添付が困難であると認められる場合には、融資先事業者又は指定金融機関において誓約期間の終了から5年を経過するまでの間、原本又は原本を電子データ(PDF等)化したものを保管し、当協会から求めがあった場合には提出することを条件として交付を決定することがあります。ただし、資料の提出が困難な場合においても、当該資料を基に二酸化炭素排出量を正確に算出しているかを指定金融機関で必ず確認してください。